

国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 道路構造令の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案

国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成 25 年 3 月国立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 39 条を第 40 条とし、第 38 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 39 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当

該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。